

別表十六(一) 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、減価償却資産について旧定額法又は定額法により償却額を計算する場合に使用します。
- (2) 措置法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。
- (3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて令第63条第2項（減価償却に関する明細書の添付）の規定による合計表を添付する場合にも、この表の書式により記載します。

この場合、その記載に当たっては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「残存価額17」、「差引取得価額×5%18」、「旧定額法の償却率20」、「定額法の償却率26」、「翌期への繰越額の内訳」の「45」及び「46」の各欄の記載は必要ありません。

(注) 特別償却の対象になった減価償却資産については、措置法第46条（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）及び第46条の2第1項（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）の規定の適用を受けるものを除き、合計表によることはできませんので、御注意ください。

- (4) 平成18年4月1日以後に取得等をした資産でその取得価額が30万円未満であるものについて、措置法第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

2 各欄の記載要領

この明細書は、耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)措置法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産（(2)の資産に該当するものを除きます。）の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

(注) 以下の表において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

- イ 「評価換え等」とは、令第48条第5項第3号に規定する評価換え等をいいます。
- ロ 「期中評価換え等」とは、令第48条第5項第4号に規定する期中評価換え等をいいます。
- ハ 「期末評価換え等」とは、令第48条第5項第3号に規定する評価換え等のうち、同項第4号に規定する期中評価換え等以外のものをいいます。
- ニ 「民事再生等評価換え」とは、令第48条第5項第3号ロに規定する民事再生等評価換えをいいます。
- ホ 「連結時価評価」とは、令第48条第5項第3号ハに規定する連結時価評価をいいます。
- ヘ 「非適格株式交換等時価評価」とは、令第48条第5項第3号ニに規定する非適格株式交換等時価評価をいいます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「種類1」、「構造2」及び「細目3」	耐用年数省令別表第一から別表第六まで（平成20年4月1日前に開始した事業年度については、平成20年改正前の耐用年数省令別表第一から別表第八まで）に定める種類、構造及び細目に従って記載しますが、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二（平成20年4月1日前に開始した事業年度については、平成20年改正前の耐用年数省令別表第二）の番号を「構造2」に記載してください。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「取得年月日 4」	その資産の取得年月日を記載します。 令第 55 条第 4 項又は第 5 項（資本的支出の取得価額の特例）の規定の適用を受けた減価償却資産については、その適用を受けた最初の事業年度開始の日を記載します。	
「事業の用に供した年月 5」	当期の途中で事業の用に供した資産について、その事業の用に供した年月を記載します。	
「耐用年数 6」	耐用年数省令別表第一から別表第六まで（平成 20 年 4 月 1 日前に開始した事業年度については、平成 20 年改正前の耐用年数省令別表第一から別表第八まで）に定める耐用年数を記載します。	
「取得価額又は製作価額 7」	<p>(1) 次に掲げる減価償却資産については、それぞれ次により記載します。</p> <p>イ 令第 55 条第 4 項の規定の適用を受けた減価償却資産……その適用を受けた最初の事業年度開始の時ににおける同項に規定する旧減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）の帳簿価額と同項に規定する追加償却資産（以下「追加償却資産」といいます。）の帳簿価額との合計額を記載します。</p> <p>ロ 同条第 5 項の規定の適用を受けた減価償却資産……その適用を受けた最初の事業年度開始の時ににおける追加償却資産の帳簿価額の合計額を記載します。</p> <p>(2) 減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次に掲げる減価償却資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄の上段に外書として、その増額された金額を記載します。</p> <p>イ 当期前の各事業年度又は各連結事業年度（以下「事業年度等」といいます。）において、期末評価換え等が行われた減価償却資産……その期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度</p> <p>ロ 当期以前の各事業年度等において、期中評価換え等が行われた減価償却資産……その期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度</p>	<p>1 評価換え等に係る外書の金額の記載は、次の場合に行います。</p> <p>(1) 期末評価換え等が平成 16 年 4 月 1 日以後に行われた場合</p> <p>(2) 期中評価換え等のうち、法第 25 条第 2 項若しくは第 33 条第 2 項に規定する法律の規定に従って行う評価換え又は民事再生等評価換えが平成 17 年 4 月 1 日以後に行われた場合（同日前に会社更生法等の規定に従って評価換えがあった場合には、(1)によります。）</p> <p>(3) 期中評価換え等のうち非適格株式交換等時価評価が平成 18 年 10 月 1 日以後に行われた場合</p> <p>2 評価換え等のうち連結時価評価に係る外書の本欄に記載は、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度等において行います。</p>
「圧縮記帳による積立金計上額 8」	圧縮記帳により損金の額に算入する金額を帳簿価額の減額に代えて積立金（確定した決算において積み立てたもの（決算確定の日までに剰余金の処分により積み立てたものを含みます。）をいい、税効果会計を採用している場合には、その積立金に係る税効果相当額を含みます。以下同じです。）に計上した場合に、その積立金に計上した金額のうち、損金の額に算入された金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「差引取得価額 9」	「7」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	
「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額 10」	法人計算の期末帳簿価額を記載します。	
「期末現在の積立金の額 11」及び「積立金の期中取崩額 12」	圧縮記帳に係る積立金、平成 18 年 4 月 30 日以前に終了した事業年度において平成 18 年改正前の令第 80 条（国庫補助金等で取得した固定資産等についての圧縮記帳に代わる経理方法）等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年 5 月 31 日以前に開始した事業年度において昭和 42 年改正前の法第 31 条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却方法）の規定により償却に係る引当金を設けている場合に、その積立金又は引当金について記載します。	
「差引帳簿記載金額 13」	<p>(1) 当期前の各事業年度等において、減価償却資産につき連結時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から連結時価評価が行われた事業年度等のこの明細書の「差引合計翌期への繰越額 41」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。</p> <p>(2) 当期において、減価償却資産につき民事再生等評価換え又は非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から民事再生等評価換え又は非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度の直前の事業年度等のこの明細書の「差引合計翌期への繰越額 41」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。</p>	
「損金に計上した当期償却額 14」	令第 60 条の 2（陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例）の規定の適用を受けた場合には、その陳腐化償却限度額を本書に含めず、この欄の上段に外書として記載します。	陳腐化償却限度額の計算の明細を別紙に記載して添付してください。
「前期から繰り越した償却超過額 15」	<p>(1) 法第 31 条第 5 項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する減価償却資産について同項に規定する満たない部分の金額（以下「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、その帳簿記載等差額を、この欄の上段に外書として記載します。</p> <p>① 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下「適格組織再編成」といいます。）により移転を受けた減価償却資産（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していたものを除きます。）……その適格組織再編成の日の属する事業年度</p> <p>② 合併、分割、現物出資（適格合併、適格分割又は適格現物出資を除きます。以下「合併等」といいます。）</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項										
	<p>により移転を受けた減価償却資産……その合併等の日の属する事業年度</p> <p>③ 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その民事再生等評価換えが行われた事業年度</p> <p>④ 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことにより帳簿価額が増額された減価償却資産……その時価評価が行われた事業年度の翌事業年度</p> <p>⑤ 非適格株式交換等時価評価が行われたことにより、帳簿価額が増額された減価償却資産……その非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度</p> <p>(2) 前期の「差引合計翌期への繰越額 41」に外書の金額がある場合には、前期の「41」の本書の金額と外書の金額との合計額を記載します。</p>											
「合計 16」	「13」又は「15」の外書の金額がある場合には、それらの金額を含めて計算します。											
「残存価額 17」	<p>平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産について、次により記載します。</p> <p>(1) 有形減価償却資産（坑道を除きます。）については、「差引取得価額 9」の金額の 10 % に相当する金額を記載します。</p> <p>(2) 牛馬果樹等については、耐用年数省令別表第九（平成 20 年 4 月 1 日前に開始した事業年度については、平成 20 年改正前の耐用年数省令別表第十一）で定める割合により計算した金額（牛及び馬については、その金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）を、坑道及び無形減価償却資産については 0 と記載します。</p>											
「差引取得価額 × 5 % 18」	「差引取得価額 9」の金額の 5 % に相当する金額を記載します。	1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。										
「平成 19 年 3 月 31 日以前取得分」の各欄	<p>減価償却資産が生物である場合の次の各欄は、それぞれ次により読み替えて記載します。</p> <table border="1" data-bbox="475 1525 1137 1816"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1525 850 1570">該当欄</th> <th data-bbox="850 1525 1137 1570">読み替え後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1570 850 1615">(16) > (18) の場合</td> <td data-bbox="850 1570 1137 1615">(16) > (17) の場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1615 850 1659">計 23 (21)+(22) 又は ((16)-(18))</td> <td data-bbox="850 1615 1137 1659">(21)+(22) 又は ((16)-(17))</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1659 850 1704">(16) ≤ (18) の場合</td> <td data-bbox="850 1659 1137 1704">(16) ≤ (17) の場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1704 850 1816">算出償却額 24 $((18) - 1 \text{円}) \times \frac{\quad}{60}$</td> <td data-bbox="850 1704 1137 1816">$((17) - 1 \text{円}) \times \frac{\quad}{60}$</td> </tr> </tbody> </table>	該当欄	読み替え後	(16) > (18) の場合	(16) > (17) の場合	計 23 (21)+(22) 又は ((16)-(18))	(21)+(22) 又は ((16)-(17))	(16) ≤ (18) の場合	(16) ≤ (17) の場合	算出償却額 24 $((18) - 1 \text{円}) \times \frac{\quad}{60}$	$((17) - 1 \text{円}) \times \frac{\quad}{60}$	
該当欄	読み替え後											
(16) > (18) の場合	(16) > (17) の場合											
計 23 (21)+(22) 又は ((16)-(18))	(21)+(22) 又は ((16)-(17))											
(16) ≤ (18) の場合	(16) ≤ (17) の場合											
算出償却額 24 $((18) - 1 \text{円}) \times \frac{\quad}{60}$	$((17) - 1 \text{円}) \times \frac{\quad}{60}$											
「旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 19」	「差引取得価額 9」の金額から「残存価額 17」の金額を控除した金額を記載します。											
「旧定額法の償却率 20」	耐用年数省令別表第八に掲げる定額法の償却率を使用せずに、耐用年数省令別表第七に掲げる旧定額法の償却率を記載します。	月数は暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。										

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>ただし、耐用年数省令別表第七に掲げる償却率（耐用年数省令第4条第2項《事業年度が1年未満の場合の旧定額法の償却率》の規定の適用を受ける場合には、同条第1項に規定する旧定額法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率）を記載します。</p>	<p>耐用年数省令第4条第2項の規定により計算した旧定額法の償却率は、小数点以下3位未満の端数は切り上げます。</p>
<p>「算出償却額 21」</p>	<p>当期の途中で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。</p> $(19) \times (20) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$	<p>月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。</p>
<p>「増加償却額 22」</p>	<p>令第60条《通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例》に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第20条《増加償却割合の計算》の規定により計算した増加償却割合を「()」に記載するとともに、「算出償却額 21」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。</p>	<p>この場合には、令第60条の届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。</p>
<p>「計 23」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 「16」－（「21」＋「22」）の金額が「18」の金額を上回る場合</p> $(21) + (22) \text{ 又は } \frac{(16) - (18)}{2}$ <p>(2) 「16」－（「21」＋「22」）の金額が「18」の金額以下となる場合</p> $\frac{(21) + (22)}{2} \text{ 又は } (16) - (18)$	
<p>「算出償却額 24」</p>	<p>分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載します。計算した金額が「16」の金額から1円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。</p>	<p>1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。</p>
<p>「定額法の償却額計算の基礎となる金額 25」</p>	<p>「差引取得価額 9」の金額を記載します。</p>	
<p>「定額法の償却率 26」</p>	<p>耐用年数省令別表第八に掲げる償却率（耐用年数省令第5条第2項《事業年度が1年未満の場合の定額法の償却率》の規定の適用を受ける場合には、同条第1項に規定する定額法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率）を記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。</p> <p>耐用年数省令第5条第2項の規定により計算した定額法の償却率は、小数点以下3位未満の端数は切り上げます。</p>
<p>「算出償却額 27」</p>	<p>当期の途中で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。</p> $(25) \times (26) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$	<p>1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。</p> <p>月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		り上げます。
「増加償却額 28」	<p>令第 60 条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第 20 条（増加償却割合の計算）の規定により計算した増加償却割合を「（ ）」に記載するとともに、「算出償却額 27」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。</p>	<p>この場合には、令第 60 条の届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。</p>
「計 29」	<p>計算した金額が「16」の金額から 1 円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。</p>	
「租税特別措置法適用条項 31」	<p>措置法による割増償却に関する規定又は特別償却に関する規定の適用を受ける場合に、条文番号等を上段に記載します。</p> <p>また、その割増償却率又は特別償却率を「（ ）」に記載します。</p>	
「特別償却限度額 32」又は「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 33」	<p>(1) 割増償却限度額又は特別償却限度額を本書として記載します。</p> <p>なお、「32」には、措置法第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）の規定により特別償却準備金として積み立てたものについて、その積立てに係る特別償却限度額を外書として記載します。</p> <p>(2) 「33」には、青色申告法人が特別償却限度額につき損金経理により償却額を計上する方法を採用した場合に生じた特別償却不足額のうち当期首前 1 年以内に開始した事業年度等に係るものの合計額を記載します。</p> <p>なお、適格組織再編成により特別償却対象資産の移転を受けた場合で措置法第 52 条の 2 第 5 項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）に定める合併等特別償却不足額があるときは、その金額を記載します。</p> <p>(3) 「32」又は「33」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ次により記載します。</p> <p>イ 「30」に「23」欄の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、「16」の金額から「18」の金額及び「23」の金額を控除した金額を限度として記載します。</p> <p>ロ 「30」に「24」欄の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、記載する必要はありません。</p> <p>ハ 「30」に「29」欄の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、「16」の金額から「29」の金額及び 1 円を控除した金額を限度として記載します。</p>	<p>この外書の金額は、別表十六（九）「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」の「当期の特別償却限度額 8」へ移記します。</p>
「合計 34」	<p>令第 60 条の 2（陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例）の規定の適用を受けた場合には、その陳腐化償却限度額をこの欄に外書として記載します。この場合には、償却限度額の計算の明細を別紙に記載して添付してください。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期償却額 35」	償却費として損金経理をした金額を記載します。	特別償却準備金として積み立てた金額は、償却費として損金経理をした金額ではありません。
「前期からの繰越額 38」	「前期から繰り越した償却超過額 15」の金額を記載します。	
「償却不足によるもの 39」	<p>当期に償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。</p> <p>なお、「38」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。</p>	
「積立金取崩しによるもの 40」	<p>当期に圧縮記帳に係る積立金、平成 18 年改正前の令第 80 条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年改正前の法第 31 条の規定による償却に係る引当金を取り崩した場合において、その積立金、平成 18 年改正前の令第 80 条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年改正前の法第 31 条の規定による償却に係る引当金が設定されている減価償却資産に係る償却超過額(当期に生じた償却超過額を含みます。)があるときは、その取り崩した金額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。</p> <p>なお、「38」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。</p>	
「差引合計翌期への繰越額 41」	<p>「38」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。</p> <p>また、減価償却資産につき連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり評価換え等のうち連結時価評価が行われたことにより評価損が生じた場合、その連結時価評価が行われた事業年度等のこの欄に減価償却超過額の記載があるときには、その評価損の金額とその減価償却超過額の金額とのいずれか少ない金額を△印を付して外書として記載します。</p> <p>この場合、そのいずれか少ない金額を別表五(一)又は別表五の二(一)付表の「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。</p>	
「特別償却不足額」の各欄	青色申告法人に限り、記載します。	
「当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 43」	当期の末日以前 1 年以内に開始した事業年度前の事業年度等において生じた特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第 52 条の 2 第 5 項に定める合併等特別償却不足額で当期末までに損金の額に算入されなかった金額を記載します。	
「当期分不足額 46」	「合計 34」の金額から「当期償却額 35」の金額及び「前	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 33」の金額又は「償却不足によるもの 39」の金額を控除した金額と、「特別償却限度額 32」の金額とのうち、いずれか少ない金額を記載します。	
「適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 47」	適格組織再編成により移転を行った特別償却対象資産に係る措置法第 52 条の 2 第 5 項に定める合併等特別償却不足額の金額を記載します。	

3 付表の添付

措置法の規定による特別償却の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

なお、この付表の用紙は税務署の窓口を用意してありますので、御利用ください。

4 証明書等の添付

特別償却制度についてその適用を受けるときは、所定の証明書等が必要とされます。この場合の各特別償却制度ごとに必要とされる証明書等及びその保存要件又は確定申告書等への添付要件は、次表に掲げるとおりとされています。

(注) 次表は平成 20 年 4 月 1 日現在の法令に基づいています。

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
特定設備等の特別償却	措置法 43 ①表一	特別償却の対象とされるものが中小企業者以外の法人の一定の新增設備である場合は、措置法規則 20 の 6 ③に規定する書類		○
		特別償却の対象とされるものが更新設備である場合は、措置法規則 20 の 6 ⑤、⑦又は⑨に規定する書類		○
	平成 20 年改正前の措置法 43 ①表一	特別償却の対象とされるものが中小企業者以外の法人の一定の新增設備である場合は、平成 20 年改正前の措置法規則 20 の 6 ③又は⑤に規定する書類		○
		特別償却の対象とされるものが更新設備である場合は、平成 20 年改正前の措置法規則 20 の 6 ⑦、⑨又は⑪に規定する書類		○
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	措置法 43 の 2 ①	措置法令 28 の 2 ①二に規定する証明に係る書類	○	
事業革新設備の特別償却	措置法 44 の 3 ①	措置法規則 20 の 10 二に規定する書類の写し		○
特定電気通信設備等の特別償却	措置法 44 の 4 ①表一	措置法令 28 の 7 ②に規定する証明に係る書類	○	
	措置法 44 の 4 ①表二	措置法令 28 の 7 ③に規定する証明に係る書類	○	

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
	措置法 44 の 4 ①表三	措置法令 28 の 7 ⑥に規定する証明に係る書類	○	
	平成 20 年改正前の措置法 44 の 4 ①表一	平成 20 年改正前の措置法令 28 の 7 ①に規定する証明に係る書類	○	
	平成 20 年改正前の措置法 44 の 4 ①表二	平成 20 年改正前の措置法令 28 の 7 ②に規定する証明に係る書類	○	
	平成 20 年改正前の措置法 44 の 4 ①表三	平成 20 年改正前の措置法令 28 の 7 ⑤に規定する証明に係る書類	○	
医療用機器等の特別償却	措置法 45 の 2 ②	措置法規則 20 の 17 ⑦に規定する書類		○
	措置法 45 の 2 ③	措置法規則 20 の 17 ⑧に規定する書類		○
経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却	平成 17 年改正前の措置法 46 ①一	平成 17 年改正前の措置法令 29 ①に規定する証明書	○	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	措置法 46 の 2 ①	割増償却の対象とされる資産が車両及び運搬具に該当する場合は、措置法令 29 の 2 ②に規定する証明に係る書類	○	
		措置法令 29 の 2 ⑨及び⑩に規定する証明に係る書類	○	
	措置法 46 の 2 ②表一	措置法規則 20 の 18 ①に規定する書類		○
	措置法 46 の 2 ②表二及び三	措置法規則 20 の 18 ②に規定する書類		○
	措置法 46 の 2 ②表五	措置法規則 20 の 18 ③に規定する書類		○
	平成 20 年改正前の措置法 46 の 2 ②表一	平成 20 年改正前の措置法規則 20 の 18 ①に規定する書類		○
	平成 20 年改正前の措置法 46 の 2 ②表二から四まで	平成 20 年改正前の措置法規則 20 の 18 ②に規定する書類		○
	支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	措置法 46 の 3 ①	措置法規則 20 の 18 の 2 ⑧に規定する書類	○
事業所内託児施設等の割増償却	措置法 46 の 4 ①	措置法規則 20 の 19 ②に規定する書類 (割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却	平成 19 年改正前の措置法 46 の 3 ①一	平成 19 年改正前の措置法規則 20 の 19 ①一に規定する書類		○
	平成 19 年改正前の措置法 46 の 3 ①二	平成 19 年改正前の措置法規則 20 の 19 ①二に規定する書類		○

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
	平成19年改正前の措置法46の3①三	平成19年改正前の措置法規則20の19①三に規定する書類		○
	平成19年改正前の措置法46の3①四	平成19年改正前の措置法規則20の19①四又は五に規定する書類		○
	平成19年改正前の措置法46の3①一から四まで共通	平成19年改正前の措置法規則20の19④に規定する書類の写し（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
	平成18年改正前の措置法46の3①二	平成18年改正前の措置法規則20の19④に規定する書類		○
		平成18年改正前の措置法規則20の19⑤二に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
	平成16年改正前の措置法46の3①二	平成16年改正前の措置法規則20の19⑤⑦に規定する書類		○
平成16年改正前の措置法規則20の19⑨二に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）			○	
優良賃貸住宅等の割増償却等	措置法47③	措置法規則20の20②に規定する書類		○
	平成19年改正前の措置法47⑤一	平成19年改正前の措置法規則20の20③一に規定する書類の写し		○
	平成19年改正前の措置法47⑤二	平成19年改正前の措置法規則20の20③二に規定する書類の写し		○
	平成18年改正前の措置法47①	措置法規則20の20①に規定する申請書の写し及び書類の写し（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
	平成16年改正前の措置法47①二イ	平成16年改正前の措置法規則20の20③に規定する書類の写し、確認通知書の写し及び検査済証の写し（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
	平成16年改正前の措置法47①二ロ	平成16年改正前の措置法規則20の20④に規定する書類、確認通知書及び検査済証の写し並びに同項各号に定める書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
特定再開発建築物等の割増償却	措置法47の2①	措置法規則20の21⑤に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
倉庫用建物等の割増償却	措置法48①	措置法規則20の22⑤に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○

5 根拠条文

法31、令48、48の2、56～63、規則9の3～21の2、耐用年数省令、平成20年改正前の耐用年数省令、措置法42の5①、42の6①、42の7①、42の10①、42の11①、43～48、52の2、67の5、措置法令27の5～7、10、11、28～30、措置法規則20の2～20の3、20の5、20の5の2、20の6～20の22